【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、出光興産株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、下表記載のとおり、平成23年２月２日午前10時10分頃から同年２月18日午後２時58分頃までの間、９取引日にわたり、売り最良気配値より上の複数の価格帯に約定させる意思のない売り注文を合計30万1,900株発注したり、買い最良気配値より下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を合計31万600株発注するとともに、合計28万4,000株の売買を自己に有利な株価で約定させ、もって、自己の計算において、12回にわたり、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

（単位：株）

番号	行為期間（平成23年）	委託株数※		売買株数		課徴金の額の計算（売付価額－買付価額）	課徴金の額
		売付	買付	売付	買付		
1	２月２日10時10分29秒～２月３日10時32分41秒	59,400	53,300	26,900	26,900	244,980,000円－244,656,000円＝324,000円	32万円
2	２月３日12時57分18秒～２月３日14時39分44秒	30,000	30,300	11,800	11,800	106,152,000円－105,964,000円＝188,000円	18万円
3	２月３日14時47分07秒～２月３日14時56分05秒	7,500	7,500	1,500	1,500	13,470,000円－13,455,000円＝15,000円	１万円
4	２月４日10時38分55秒～２月７日09時30分10秒	40,200	62,500	33,500	33,500	295,992,000円－295,701,000円＝291,000円	29万円
5	２月７日13時49分57秒～２月７日14時46分16秒	15,100	12,500	5,500	5,500	48,510,000円－48,402,000円＝108,000円	10万円
6	２月７日14時46分31秒～２月７日14時56分28秒	7,500	5,500	1,800	1,800	15,858,000円－15,840,000円＝18,000円	１万円
7	２月８日14時17分00秒～２月８日14時32分08秒	6,000	6,000	1,500	1,500	13,312,000円－13,290,000円＝22,000円	２万円
8	２月８日14時32分22秒～２月８日14時43分37秒	4,000	4,000	1,500	1,500	13,320,000円－13,305,000円＝15,000円	１万円
9	２月９日14時27分12秒～２月９日14時36分36秒	6,000	5,000	700	700	6,174,000円－6,160,000円＝14,000円	１万円
10	２月15日12時50分51秒～２月15日14時58分30秒	37,600	39,500	14,300	14,300	132,184,000円－132,010,000円＝174,000円	17万円
11	２月17日09時23分28秒～２月17日14時53分36秒	58,600	59,500	33,400	33,400	319,387,000円－318,984,000円＝403,000円	40万円
12	２月18日14時07分47秒～２月18日14時58分10秒	30,000	25,000	9,600	9,600	93,574,000円－93,425,000円＝149,000円	14万円
合計		301,900	310,600	142,000	142,000		166万円

※　約定させる意思のない売り注文及び約定させる意思のない買い注文の数量

【課徴金額】　166万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年６月15日

課徴金納付命令日　　平成24年７月10日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

②　ジェイプロジェクト株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年７月６日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ジェイプロジェクトの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成21年12月15日午前10時15分頃から同月17日午後２時34分頃までの間、３取引日にわたり、成行、あるいは高指値で買い注文を発注して高値で約定させたり、成行、あるいは高指値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計51株の買付け及び同株式合計18株の売付けを行い、同株式の株価を６万2,500円から６万8,700円まで引き上げるなどし、もって、自己の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】　52万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年７月６日

課徴金納付命令日　　平成24年８月９日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③　J．フロントリテイリング株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年８月31日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、J．フロントリテイリング株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、下表記載のとおり、平成22年８月２日午前９時27分頃から同月13日午後２時53分頃までの間、９取引日にわたり、売り最良気配値以上の複数の価格帯に約定させる意思のない売り注文を合計789万4,000株発注したり、買い最良気配値以下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を合計968万株発注するとともに、合計343万8,000株の売買を自己に有利な株価で約定させ、もって、自己の計算において、12回にわたり、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

（単位：株）

番号	行為期間（平成22年）	委託株数※		売買株数		課徴金の額の計算（売付価額－買付価額）	課徴金の額
		売付	買付	売付	買付		
1	８月２日09時27分～８月２日10時44分	194,000	343,000	41,000	41,000	16,342,000円－16,277,000円＝65,000円	６万円
2	８月２日12時17分～８月２日14時54分	688,000	616,000	144,000	144,000	56,294,000円－56,199,000円＝95,000円	９万円
3	８月３日09時27分～８月３日14時34分	1,068,000	1,147,000	201,000	201,000	78,597,000円－78,513,000円＝84,000円	８万円
4	８月４日09時08分～８月４日10時54分	518,000	843,000	114,000	114,000	44,117,000円－44,035,000円＝82,000円	８万円
5	８月４日12時29分～８月４日14時50分	874,000	1,010,000	153,000	153,000	59,491,000円－59,363,000円＝128,000円	12万円
6	８月５日09時13分～８月５日14時57分	652,000	1,108,000	218,000	218,000	86,914,000円－86,680,000円＝234,000円	23万円